

2020 年 8 月末日

北海道知事 鈴木直道様
北海道議会 議員各位

北海道のカムイチェプノミへの対応の改善を要望します

アイヌ政策検討市民会議

事務局 さっぽろ自由学校「遊」011-252-6752 syu@sapporoyu.org

北海道と日本政府、国際社会とのギャップ

7 月 12 日、国の肝入りで民族共生象徴空間ウポポイが白老に誕生し、アイヌ文化が北海道のツーリズムに寄与することが期待され、メディアの注目を集めています。他方、アイヌ文化の重要な儀式カムイチェプノミに不可欠のサケ漁は、北海道内水面漁業調整規則の下、1980 年代以来、北海道知事に許可申請をするようアイヌに求めています。

昨年北海道は、警察権力をつかって紋別アイヌ協会畠山敏会長とその支援者を「密漁」のかどで告発したものの、旭川地方検察庁は今年 6 月不起訴としました。国がウポポイを通してアイヌ文化の国内外への発信を図るなかで、北海道がアイヌ文化の重要な儀式カムイチェプノミのサケ漁で畠山会長らを起訴すれば、国の体面を損ない、市民社会や国際社会からも反発を受けることは必至だったと考えられます。

カムイチェプノミは、そもそもアイヌとカムイとの交流の場であり、アイヌにとって川に戻ったサケを歓迎する聖なる儀式としてアイヌ文化の中核に位置付けられるといっても過言ではありません。1997 年 3 月、アイヌ民族の文化享有権を国の機関として初めて認めた札幌地方裁判所は、判決の中でアイヌの文化について次のように断じています。「(アイヌ以外の)他民族に属する人びとはあれこれ論ずることなく謙虚に敬意を払う必要があるというべきである」。これは異文化理解の原則です。そもそも北海道内水面漁業調整規則 52 条のサケの採捕の特別許可にアイヌの儀式が加えられたのは 1980 年代であり、その後の先住民族をめぐる国際情勢の変化はそこに反映されていません。主な変化は以下の通りです。

国際社会は、2007 年 9 月、植民地支配下において先住民族の権利と尊厳を踏みにじったことを歴史的不正義とみなし、先住民族の復権を目指すべく「国連宣言」を圧倒的多数で採択しました。国連総会での採択には、日本も単一民族国家の幻想を捨て、同調しました。

日本国内でも上記の宣言を支持する世論が高まり、2008 年 6 月 6 日、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」が衆参両院の全会一致で可決されました。それを受けて政府は直ちに、「アイヌの人々が日本列島北部、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であると認め、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』の関

連条項を参照しつつ、総合的な施策の確立に取り組む所存として有識者懇談会の設置を検討する」旨の官房長官談話を発表しました。

2009年7月、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が報告書を公表するや、日本政府は、それに沿って国が主導的にアイヌ政策を進めるべく、内閣府にアイヌ政策推進室(現アイヌ政策推進本部)を設置し、いくつかの諮問委員会での議論を経て2019年5月24日、アイヌを先住民族と明記したアイヌ施策推進法を施行するに至りました。

紋別アイヌ協会のカムイチェプノミに対する北海道のミスリーディング

畠山敏会長は、2009年5月以来、「国連宣言」を踏まえ、国や北海道に対してアイヌの漁業権を含む先住民族アイヌの権利の保障を要請しつつ、一昨年も昨年もカムイチェプノミの際のサケ漁は「先住民族アイヌの権利であり、北海道の許可を申請する必要がない」と公言してきました。北海道は、その間、紋別アイヌ協会から求められた話し合いには応じず、一昨年は警察権力を介入させてカムイチェプノミを台無しにし、昨年はカムイチェプノミのサケ漁を見届けた上で北海道警察(道警)に「密漁」のかどで会長らを告発しました。その後、道警は何日間かにわたって家宅捜索や事情聴取を行い、今年2月、旭川地方検察庁(旭川地検)に書類送検しました。旭川地検は6月30日に不起訴処分としたものの、北海道、道警および旭川地検が与えた畠山会長らへの心理的精神的圧力は計り知れません。

振り返ってみれば、昨年7月31日、紋別アイヌ協会は「一昨年、道警がカムイチェプノミのサケの捕獲を妨害したことはアイヌとしての誇りへの屈辱的な仕打ちであった」として、北海道知事に宛て以下の二つの項目からなる要望書を提出し、話し合いを求めました。

1. 当協会が執行おうとするカムイチェプノミを、警察力で妨害するようなことは今後絶対やめてください。
2. 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が新たに制定された今、私どもが安心してカムイチェプノミに臨めるよう、北海道知事が率先して従前の規則やその運用などを見直してください。

知事からの返信は、8月9日紋別アイヌ協会に届き、「儀式の実施に関連してモベツ川でサケマスを採捕する場合には、事前に北海道内水面漁業調整規則第52条に規定する特別採捕許可を申請願います」とそっけなく、紋別アイヌ協会の要望を門前払いにしました。

「国連宣言」を尊重し、推進すべき立場の北海道知事が紋別アイヌ協会の要望に目もくれず、北海道の警察権力を用いてねじ伏せることは、先住民族アイヌの尊厳を傷つける以外の何物でもなく、国際社会や国の流れにも逆行しているといえます。

北海道内水面漁業調整規則の見直しに向けて

昨年新たに制定された「アイヌ施策推進法」の付帯決議では、「内水面におけるサケの採捕や国有林野における林産物の採取といった本法の特例措置に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、

アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努めること。」とあります。加えて、フィンランドの国際法学者カムルル・ホサイン教授(ラップランド大学アークティック・センター)はアイヌのサケ漁の法的な問題を次のように具体的に指摘しています。

1. 北海道内水面漁業調整規則は、国際社会で先住民族への法的保障が進展した今日よりはるか以前に成立したものであり、時代遅れの代物です。
2. 北海道内水面漁業調整規則は、「アイヌを先住民族として認め、その伝統的な生活様式、儀式や実践の尊重」を強調する国のアイヌ施策推進法に反しています。
3. 北海道内水面漁業調整規則は、二風谷ダム裁判で憲法 13 条から導かれた先住民族アイヌの文化享有権に反するものであり、法的拘束力を有しません。

上記のことを踏まえ、北海道知事に対して、次の二つを要請します。北海道議会におかれても問題へのご理解をいただき、適切な対応を取っていただくことを要望します。

1. 二風谷ダム裁判判決で認められたアイヌ民族の文化享有権の尊重を前提に、紋別アイヌ協会や関係団体との対等な立場での協議の場を設け、現在のサケ捕獲に関する規則やその運用の見直しを早急に進めること。
2. 公表のうえ実施しているアイヌ民族の伝統儀式におけるサケ捕獲の遂行に対し、対話や協議による解決の姿勢をみせず警察力に頼って当事者を弾圧したことを深く反省し、今後、このような対応を二度ととらないことを約束すること。